

2020年12月1日

[衆議院法務委員会]

委員長 義家弘介 様
与党筆頭理事 稲田朋美 様
野党筆頭理事 階 猛 様

SOSHIREN 女 (わたし) のからだから

mail: gogo.soshiren@gmail.com

〒153-0061 目黒区中目黒 1-4-18-401

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」に対する緊急要望

今臨時国会に、突然、参議院の超党派の議員から「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」（以下、本法案）が提出され、わずか3時間弱の審議で可決し衆議院に送られました。

出生した子どもについて法的身分を速やか、かつ安定的に確保すること（養育責任者の確定）は子どもの福祉にとって重要です。現行の民法では想定されていない第三者の精子や卵子の提供等によるケースについて法の規定が求められています。

しかし、本法案が規定するケースは、最高裁判決で確定した事例を追認するのみで限定的です。しかも民法の特例を先行するあまり、大もととなる生殖補助医療の提供等に関する基本理念等が極めて不十分です。また重要な課題がすべて附則の検討事項とされ、方向性も示されず、規制もまったくありません。

本法案で生殖補助医療が初めて合法化されることにより、不妊治療の域を超える生殖医療技術が拡大され、逆に生まれた子どもの法的身分が複雑で不安定となるケースの増加が懸念されます。さらに以下に記す問題は重大であり、多岐にわたる視点から慎重な議論が不可欠です。

以上のことから、衆議院における審議、採決を行わないことを強く要望します。

[主な問題点]

1、生殖補助医療技術に伴う危険性について規制がまったくない

生殖補助医療を初めて合法化する一方、技術の安全性や管理、個人情報管理、精子・卵子・胚の売買、卵子提供の女性に生じる健康被害や道具化、代理母の許容、遺伝子編集されたデザイナーベビーなどへの規制がまったく示されておらず、非常に危険です。

2、子どもが「出自を知る権利」が保障されていない

AID（第三者の精子提供）で生まれた当事者から「提供者がわからないことに苦しんでいる」と言う声が国内外で多数あがっています。秘密と匿名性の生殖補助医療ではなく、子どもの権利条約の理念（子どもの最善の利益）を優先すべきです。

3、新たな優生思想を引き起こしかねない

第3条4項「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする」は、病気や障害をもって生まれた子の存在を否定しかねない内容です。「不良な子孫の出生を防止する」ことを目的に国が強制不妊手術等を行ってきた旧優生保護法への反省が皆無です。優劣をつける遺伝子の選別や出生前診断は、生殖補助医療と密接な関係にあります。新たな優生思想を引き起す危険があります。

4、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）が侵害されかねない

現在の法解釈では、胎児は「母体の一部」であり、独立の権利能力をもたないとされています。本法案第3条4項の「生まれる子」が具体的に何を指すのかは明らかにされていませんが、本法案により「生まれる子」という文言が法律に初めて書かれることとなります。その後の展開によっては、刑法堕胎罪の強化や母体保護法による人工妊娠中絶の許可条件が制限されかねません。また生殖補助医療の推進により、女性は子どもを産むべきだという有形無形の圧力が強まる等、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが侵害されるのではないかという危惧が募ります。

以上

【SOSHIREN 女(わたし)のからだから の主張】

私たちは、刑法・堕胎罪の撤廃と、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の実現を求めているグループです。1982年の発足以来、国が法律や制度を通して、女性に「産めよ、増やせよ」と強制することに反対し、また逆に、「あなたには子どもを産んで育てる資格はない」と決めつけて、不妊手術や中絶を強要することに、異議申し立てを行ってきました。

日本が過去に行なってきた「人口政策」では、戦争や経済発展の時期には人口増加のために中絶を抑圧しました。一方、戦後の食糧難の時期には人口抑制のため、あるいは民族の逆淘汰を防ぐという優生思想のため、堕胎罪の適用緩和という形で人工妊娠中絶を認めました。これはまさに、女性を人口の調節弁として利用してきた歴史といえます。

国会では本法案が審議される一方、コロナ禍で必要とされる、安全な避妊・中絶へのアクセスとケアの保障といった基本的な対策は行なわれず、不妊治療や生殖補助医療のみが、それも拙速に検討される現状は、まさに「人口政策」としての生殖コントロールを彷彿とさせ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から看過できません。法案の拙速な審議を行わないでください。